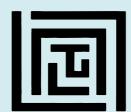
子メーターをご使用の施設管理者、 貸しビルオーナーなどの皆様へ

電気・ガス・水道などのメーターは、有効期限があります!

電気、ガス、水道は、その使用量に応じて料金の請求・支払いが行われます。 この使用量を計測するためのメーターは、計量法に定める検定に合格し、 検定証印等【図 1】が付されたものを使用しなければなりません。 また、これらのメーターには法で定められた有効期間【図 2】があり、 この有効期間が満了する前に、検定済のメーターに取り替える必要があります。 なお、有効期間を超過して使用している場合、計量法に基づく罰則規定があります。

【図1】検定証印等





検定証印

基準適合証印

【図2】メーターの有効期間

電力量計(電気メーター)※1	10 年
水道メーター	8年
ガスメーター (都市・プロパン)※2	10 年

- ※1 種類により5年・7年のものもあります。
- ※2種類により7年のものもあります。

メーターには「親メーター」と「子メーター」があります!

●親メーター:供給事業者(電力会社、ガス会社、水道局)が料金請求に使用 しているメーター。有効期間が切れないように供給事業者が

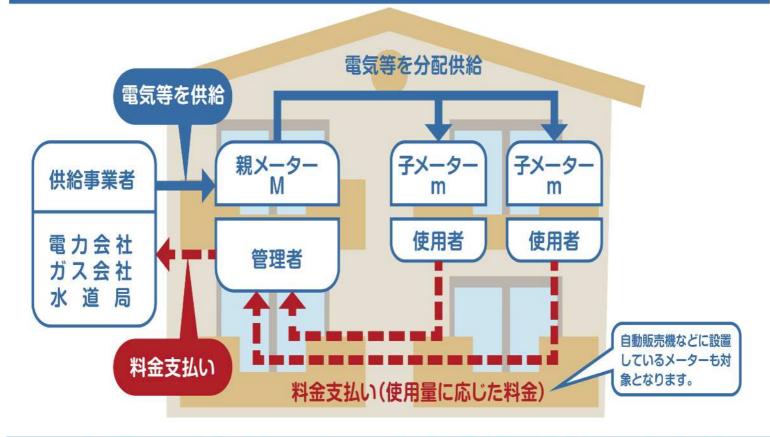
取り替えています。

●子メーター: 建物・施設の所有者や管理者が一括で支払った光熱水費を 使用者等に配分するために使われるメーター。親メーターと

同様に有効期間内のメーターでなければなりません。

子メーターは施設管理者等が適切に管理する必要があります。

親メーターと子メーターの図解



お使いの子メーターは有効期間内ですか?

まずは、有効期限を確かめてみましょう。有効期限は、検定証印等の隣接した 箇所 [検定ラベル(シール)など]で確認できます。現在設置している各メーターは 和暦と西暦が混在していますので、注意してください。



有効期限は、電気計器前面の丸形で白色の 検定ラベル又は適合ラベルで確認できます。

※関西地区証明用電気計器対策委員会の啓発チラシより





※表記の数字は有効期限を表す。